

函館市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 2 6 号

函館市営住宅条例の一部を改正する条例

函館市営住宅条例（平成 9 年函館市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 1 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし，第 4 号を第 5 号とし，同項第 3 号中「（特定共同浴場を除く。次号において同じ。）」を削り，同号を同項第 4 号とし，同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 特定共同浴場の使用者に関すること。

第 6 1 条に次の 1 項を加える。

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第 5 8 条の 1 5 の規定の適用については，同条中「市長」とあるのは，「指定管理者」とする。

附 則

この条例は，令和 9 年 4 月 1 日から施行する。